

令和7年度 団体営農村地域防災減災事業 荒山ため池耐震性点検業務委託（繰越明許） 特別仕様書

第1章 総 則

この業務の実施に当たっては、長野県農政部制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「設計業務共通仕様書」に基づき実施する。共通仕様書に対する特記および追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

共通仕様書については、長野県公式ホームページに掲載している。

リンク先: https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/sekisanki_jun/kensetsu.html

なお、以下にある選択項目において「■」を付したものが、選択されていることを示すものである。

第2章 業務内容

(1) 目 的

本業務は、表題の事業の一環として荒山ため池の基礎資料を整備するために、地質調査解析を行い、現況堤体の安定計算を行うものである。

(2) 業務概要

測量業務	L=0.05 km
土質調査ボーリング	N=2 孔 L=19m
土質試験	(標準貫入試験・室内試験等)
現況堤体の安定計算	

第3章 実施場所

本業務の実施場所は、閲覧設計書に記載のとおり（別添位置図参照）。

第4章 土地の立ち入り制限

受注者は、共通仕様書第1章第1－17条に基づき第三者の土地への立入りに当たっては、発注者より貸与された身分証明書を携帯し、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、事前に該当地権者等への周知を行いその旨業務計画書に記載するものとする。その他の条件有無については次のとおりとする。

☐ 有り

☒ 無し

第5章 主任技術者（管理技術者）の配置

主任技術者（管理技術者）は、入札公告のとおりである。

第6章 照査技術者の配置

☒ 必要

(1) 照査技術者は、入札公告とおりである。

(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書」を参考に実施するものとする。

設計業務照査の手引書（農林水産省）リンク先：

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/s_syosa_tebiki/index.html

また、照査により作成した資料は、設計業務共通仕様書第1－8条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 本業務において照査技術者は管理技術者を兼ねることが出来ない。

☐ 不要

第7章 適用する図書

(1) 関係する図書は、履行期間中に変更となる場合があるので、常に最新版を使用すること。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 市販されている図書は、原則受注者の負担で購入するものとするが、必要に応じて貸与するので監督員に申し出るものとする。

(3) 本業務で適用する図書は下記のとおりとする。

下記以外の図書及び共通仕様書第1章第1－43条に記載のない関係技術基準を適用させる場合には事前に監督員の承諾を受けるものとする。

【適用図書】

- ☐ 土地改良事業計画設計基準・計画「排水」（令和元年6月）
- ☐ 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（水田）」
 - ・基準・運用及び解説（平成25年4月）
 - ・技術書（平成26年1月）
- ☐ 土地改良事業計画設計基準・計画「農道」（平成13年8月）・同追補（平成19年3月）
- ☐ 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」（平成16年3月）
- ☐ 土地改良事業計画設計基準・設計「ダム」（平成15年4月）
- ☐ 土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」（平成20年3月）
- ☐ 土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」（平成26年3月）
- ☐ 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」（令和3年6月）
- ☐ 土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル」（平成26年7月）
- ☐ 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」（平成30年5月）
- ☐ 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」（平成17年3月）
- 土地改良事業設計指針「耐震設計」（平成27年5月）
- 土地改良事業設計指針「ため池整備」（平成27年5月）
- ☐ 土地改良事業標準設計「農地造成」（平成元年1月）
- ☐ 土地改良事業標準設計「ほ場整備」（平成3年3月）

【参考図書】

- ☐ コンクリート標準示方書
- ☐ 長野県農政部制定「土地改良工事標準設計」（平成20年4月1日制定、令和3年4月1日一部改正）
- ☐ 道路構造令・同解説
- ☐ 舗装設計施工指針
- ☐ 舗装施工便覧
- ☐ 舗装再生便覧
- ☐ 道路橋示方書・同解説
- ☐ 水門鉄管技術基準
- ☐ 土地改良工事数量算出要領（令和3年10月）
- ☐ 土地改良工事工種体系（令和3年4月版）
- ☐ 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針（平成27年5月）
- 地盤調査の方法と解説（社）地盤工学会（平成16年9月版）

第8章 貸与資料

■ 有り

- (1) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督員の請求があった場合、又は完了検査時に一括返却しなければならない。
- (2) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、開札日まで中野市経済部農業振興課において閲覧する。

資 料 名	部数
荒山ため池 ため池台帳	1

- (4) 発注者から貸与される電子データは次のとおりとし、原則として初回打ち合わせ時に貸与するものとする。なお、貸与された電子データは共通仕様書第1章第1－14条に従い、受注者は適正な管理に努めること。

- ☐ 業務情報データ（XML 形式）
- ☐ 測量データ（SIMA 形式等）
- ☐ 地質・土質調査データ（SXF 形式、PDF 形式等）
- ☐ 図面データ（SXF [P21] 形式等）
- ☐ 各様式集（word 形式、XLS 形式他）
- ☐ 貸与成果品報告書電子データ（word 形式、PDF 形式等）
- ☐ 閲覧設計書データ（PDF 形式、CSV 形式）
- ☐ 土地改良事業標準設計電子データ（SXF[P21]形式等）
- ☐ その他必要なデータ（図枠等）（SXF[P21]形式等）

第 9 章 関連業務

☐ 有り

本業務と関連する業務は下記のとおりであり、監督員及び関連業務の管理技術者（主任技術者）と連携を密にして、お互いに協調を図らなければならない。

業 務 名	業務実施期間

■ 無し

第 10 章 作業項目及び作業内容

1 作業実施項目及び作業内容は、次のとおりである。

作業項目	作業内容
測量業務	
路線測量	中心線測量、縦断測量、横断測量（0.05 km）
設計業務	
堤体の安定計算	1 断面
浸透流の検討	〃
点検取りまとめ	〃
調査解析業務	
資料の検討	既存資料の収集・現地調査（解析）
資料整理	資料整理とりまとめ（解析）
断面図等の作成	断面図等の作成（解析）
総合解析	総合解析とりまとめ
ボーリング調査	
ボーリング調査	2 孔 L=19m（φ66 mm）、L=3m（φ86 mm）
標準貫入試験	19 回
現場透水試験	2 回
調査孔閉塞	4 箇所
粒度試験	2 試験
密度試験	2 試験
含水比試験	2 試験
液性限界試験	2 試験
塑性限界試験	2 試験
湿潤密度試験	2 試験
締固め試験	1 試験
三軸圧縮試験	2 試験
透水試験	1 試験

- 2 打ち合わせについては、作業着手前、中間、現場立会、報告書原稿作成前に行うものとし、回数は下記のとおりとする。

また、作業着手前、報告書原稿作成前時には、主任技術者が出席するものとする。

区分	段階・内容等	備考
着手前	作業着手前	
中 間	現況堤体の安定計算時	
最 終	報告書原稿作成前	

- 3 図面の規格、縮尺等については、長野県農政部制定「設計図面作成要領」によるものとする。
リンク先：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/documents/zumensakusei.pdf>

第 11 章 作業の留意点

- 1 適用図書、貸与資料及び参考図書等の出典根拠（図書名及び頁）を全て明示するものとする。
- 2 工事施工上特に注意を必要とし、その旨を特記する必要がある場合は設計図面に記入するものとする。
- 3 上記以外の留意点については、次のとおりである。

■ 有り

- 1 設計書に記載したボーリング位置は、想定位置である。
ボーリング位置の決定は、現地踏査結果に基づき協議により決定するものとする。
- 2 地盤構成と、土質並びに地下水の状態を判断するために、下記事項についてボーリング掘進中に監督員に報告するものとする。
また、調査中に発生した異常現象は速やかに監督員に報告するものとする。
 - (1) 掘進状況（概略柱状図添付）
 - (2) 地層の変り目、岩質、コア採取率、化石・亀裂の有無、ガスの存在、孔内温度の急激な変化等
 - (3) 孔内状況、特に崩壊の有無、孔曲り、湧水・漏水等の起こった位置とその状況及び量
 - (4) 硬軟の程度、色調、礫の大きさ及び位置
 - (5) ベントナイト等の使用量
 - (6) ケーシングパイプ挿入量
 - (7) その他掘進中の特徴的事項 など
- 3 当初調査計画に対し掘進長、土質などに変更が生じた場合は監督員と協議すること。
- 4 設計掘進長まで掘削した場合および支持層に到達した場合は、作業を一時中断し監督員と協議すること。
- 5 三軸圧縮試験の実施に当たっては、業務対象ため池の堤高に応じた側圧を設定するものとする。（参考道路土工：最大盛土荷重（盛土高×盛土の単位体積重量）の 0.5 倍以下の範囲内で異なる任意の大きさに設定する。）

□ 無し

第 12 章 数量等のとりまとめ

□ 有り

■ 無し

第 13 章 環境との調和への配慮

□ 有り

- (1) 業務の実施に当たっては、別掲 10 に掲げる環境配慮指針に基づき、環境との調和に配慮するものとする。

別掲 10 リンク先：<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/documents/bekkei.pdf>

- (2) 発注者が想定している環境配慮の内容は次表のとおりとし、この中で、実施困難若しくは変更が必要な場合、又はこれ以外で工事に反映可能な項目がある場合は、監督員と協議すること。

- (3) 受注者は、環境配慮について、検討・設計した事項を、経過を含め成果品としてとりまとめ、提出するものとする。

■ 無し

第 14 章 成果品

本業務の成果品は下記内容のものを 2 部提出とする。なお、委託者の承諾を受けず第三者への公表、貸与または受託者が使用することはできない。

- (1) 電子媒体（CD-R 又は DVD-R）
 - ・ 報告書：excel 又は word 並びに PDF ファイル
 - ・ 図面類：*.jww、*.sfc、*.p21、*.dxf 又は*.hoc ファイル
- (2) その他発注者が指示するもの

第 15 章 国土地盤情報データベース検定費

☐ 有り

- (1) 受注者は、一般財団法人国土地盤情報センターの検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録すること。
- (2) 受注者は、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF）を電子納品の BORING/OTHERS へ格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告すること。
- (3) 受注者は、地盤情報の公開の可否について事前協議すること。

■ 無し

第 16 章 履行報告

受注者は、発注者が指定した様式又は任意の様式により、毎月末までに履行報告書を提出するものとする。

第 17 章 予想作業量の報告

履行期間終了の 1 ヶ月前まで監督員に書面で提出するものとする。

第 18 章 契約変更

共通仕様書第 1 章第 1 - 2 4 条に示す以外の契約変更条件については、下記のとおりとする。

☐ 有り

■ 無し

第 19 章 完了検査

本業務の完了検査は、検査補助員を配する検査あるいは複数日検査となる場合がある。

第 20 章 積算条件

本業務で適用している価格積算基準は、下記のとおりである。

- (1) 一般調査業務費

農林水産省 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計） 令和 7 年度による。

リンク先：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensetsukouji-itaku.html>

~~直接経費内の印刷製本費は、以下により算出しています。~~

~~印刷製本費（円）＝（10－0.5X）（％）×直接調査費（円）／6~~

~~ただし、~~

~~X：直接調査費（百万円）（小数第 2 位（3 位以下四捨五入））~~

~~（電子成果品作成費及び印刷製本費除く）~~

~~なお、直接調査費の上限は 1 千万円とし、その際の費用の上限・下限をそれぞれ 80,000 円、10,000 円とする。~~

- (2) ~~国土地盤情報データベースの検定費~~

~~長野県農政部地盤情報（ボーリング柱状図等）取扱要領（令和 3 年 4 月 1 日適用）による。~~

リンク先：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensetsukouji-itaku.html>

(3) 解析等調査業務費

農林水産省 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計） 令和7年度による。

直接経費内の印刷製本費は以下により算出しています。

$$\text{印刷製本費（円）} = (10 - 0.5X) (\%) \times \text{直接人件費（円）} \div 6$$

ただし、

X：直接人件費（百万円）（小数第2位（3位以下四捨五入））

なお、直接人件費の上限は1千万円とし、その際の費用の上限・下限をそれぞれ80,000円、10,000円とする。

次の項目については、計算式による電子成果品作成費算出の対象としない。

①既存資料の収集・現地調査（直接人件費・解析等調査業務費分）

②資料整理とりまとめ（直接人件費・解析等調査業務費分）

③断面図等の作成（直接人件費・解析等調査業務費分）

④総合解析とりまとめ（直接人件費・解析等調査業務費分）

(4) 設計業務費

農林水産省 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計） 令和7年度による。

なお、直接経費内の印刷製本費は以下により算出しています。

$$\text{印刷製本費（円）} = (10 - 0.5X) (\%) \times \text{直接人件費（円）} \div 6$$

ただし、

X：直接人件費（百万円）（小数第2位（3位以下四捨五入））

なお、直接人件費の上限は1千万円とし、その際の費用の上限・下限をそれぞれ80,000円、10,000円とする。

(5) 地すべり機構調査に関する業務費の積算について

「地すべり機構調査業務積算の運用基準」（平成29年4月1日適用）による。

リンク先：<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensetsukouji-itaku.html>

(6) 長野県農政部発注案件における地質・土質調査業務安全費については、令和3年10月1日以降公告案件より計上方法を変更しております。詳細は県のホームページをご確認ください。

リンク先：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensei/nyusatsu/sekisankijun/index.html>

第21章 「ウィークリースタンス」の取組

本業務は、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施する。

制約事項や業務の中間目標（マイルストーン）について

項目	内容

（参照）ウィークリースタンス実施要領

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/weeklstance.html>

第22章 定めなき事項

本仕様書に定めなき事項又は業務実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。